

**令和元年度上半期調達改善の取組に関する点検結果
(案)**

**令和 2 年 3 月 27 日
行政改革推進会議**

目 次

1	はじめに	1
2	令和元年度調達改善計画の策定状況	
(1)	共通的な取組	2
(2)	重点的な取組	2
(3)	取組の難易度、目標達成予定時期の設定	3
3	令和元年度上半期の各府省庁における自己評価の実施状況	
(1)	「目標の達成状況」「取組の効果」	3
(2)	「明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」	3
(3)	外部有識者からの意見聴取	3
4	各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況	
(1)	一者応札の改善	4
(2)	随意契約の改善	
ア	競争性の向上のための取組	7
イ	より適正な価格での調達	9
ウ	少額随意契約の更なる改善	9
(3)	調達の合理化に向けた取組	
ア	共同調達・一括調達の有効活用	10
イ	電力調達・ガス調達に関する取組	12
ウ	国庫債務負担行為の活用	12
エ	オフィス関連調達の合理化	13
5	調達改善のためのマネジメントの強化	
(1)	調達改善に向けた審査・管理の充実	14
ア	一者応札等の改善に向けた審査・管理の実質的強化	14
イ	より適正な価格での調達に向けた取組の一層の推進	16
(2)	調達改善に資する研修・情報共有の実施・人事評価への反映	17
6	今後の取組について	
(1)	各府省庁における個別案件に係る審査・管理の強化	18
(2)	実践的ノウハウ共有の強化	19

別添

別添 1	国の調達に係る契約金額（平成 30 年度）	21
別添 2	国の調達に係る契約種別	22
別添 3	国の調達に係る応札状況	24
別添 4	情報システム調達の改善（一者応札解消等）に成果のあった 取組事例	26
別添 5	受注可能な事業者の調査・情報発信の充実による一者応札解消 の取組事例	27
別添 6	複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策	28
別添 7	各府省庁における調達改善の主な取組（令和元年度上半期）	30
別添 8	共同調達等の検証例	43
別添 9	令和元年度調達改善実務者向け勉強会「随意契約による場合の 見積根拠の精査」における歳出改革WG委員の主な意見	44
別添 10	令和元年度上半期調達改善の取組に関するヒアリング等における 歳出改革ワーキンググループ委員の具体的な指摘	45

1 はじめに

近年の国の調達に係る契約金額の総額は8兆円前後で推移している(図表1参照)。財政事情が厳しさを増す中、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果に優れたものとするのが不可欠である。

このため、行政改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)は、平成25年4月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしてきている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期(4~9月)終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること。

今般、各府省庁において、令和元年度調達改善計画¹の上半期自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、歳出改革ワーキンググループ委員(以下「歳出改革WG委員」という。)(※)によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。

※ 有川 博 委員
石堂 正信 委員
川澤 良子 委員
瀧川 哲也 委員

図表1: 国の調達に係る契約金額の総額の推移

(単位: 兆円)

年度	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
金額	7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.5	8.4	8.3	8.0	8.4	8.3	8.2

出典: 財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

(国の調達に係る契約金額、契約種別及び応札状況については、別添1~3参照)

¹ 各府省庁において、平成31年度調達改善計画として公表されているものは、本報告において、令和元年度調達改善計画として扱う。なお、本報告において、令和元年度とは平成31年4月も含む。

2 令和元年度調達改善計画の策定状況

各府省庁は、令和元年度調達改善計画について、同年度の開始までに策定、公表している。

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性、履行の確実性といった多様な要請にも合致しなければならず、また、会計法令をはじめとする諸法規を遵守しなければならない。

一方で、調達改善の取組を実施するに当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）等の法令が要請する政策的な配慮との整合性に留意する必要もある。

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、取組を深化させ、調達改善の成果を得ていく必要がある。

(1) 共通的な取組

令和元年度調達改善計画においては、全府省庁が共通して推進する取組を、①調達改善に向けた審査・管理の充実、②地方支分部局等における取組の推進、③電力調達・ガス調達の改善とした。

本府省庁と地方支分部局等ごとに表示している調達経費の内訳は、平成30年度調達改善計画以降、電力、ガス、情報システムについても表示するよう充実を図っている。令和元年度調達改善計画においては、更に公共工事に係る調査及び設計業務等や調査研究等についても表示し、一者応札に係る調達経費についても、本府省庁と地方支分部局等ごとに同様の内訳を表示するよう統一した。各府省庁は、これらの調達経費の内訳も活用し、調達改善の課題を把握していく必要がある。

地方支分部局等における契約金額の総額は約5兆円となっており、国全体の契約金額の6割程度となっている。とりわけ、公共工事に関する契約については、地方支分部局等による発注が国全体の契約金額の9割程度となっている（別添1参照）。

(2) 重点的な取組

各府省庁は、自府省庁が調達する財・サービスの特性と調達の課題を踏まえ、契約金額の重要性や改善効果を勘案した上で、改善に取り組む分野・内容をそれぞれの調達改善推進体制において検討し、重点的な取組を設定している。平成29年度調達改善計画以降、重点的な取組と継続的な取組を別表示とする様式としたことで、重点的な取組の明確化が図られてきている。重点的な取組として、個別案件の改善計画を挙げる府省庁も見られている。外

部有識者からは、各府省庁の自己評価結果に対し、一者応札の改善について個別・具体的な対策を行う必要性を指摘する意見もあり、今後は、個別案件の改善計画をより積極的に重点的な取組として設定することも検討すべきである。

(3) 取組の難易度、目標達成予定時期の設定

取組の難易度は平成 28 年度調達改善計画以降、目標達成予定時期は 29 年度調達改善計画以降、表示している。令和元年度調達改善計画においては、全府省庁で、目標達成予定時期が明示され、期限を意識した計画策定が行われた。今後は、計画内容に応じてより適切な期限や目標を設定して取組の効果を把握し、当該取組の継続の必要性や新たな取組の検討を行いつつ成果を着実に積み重ねていくことが求められる。

3 令和元年度上半期の各府省庁における自己評価の実施状況

各府省庁は、令和元年度調達改善計画に基づいて実施した取組について、「目標の達成状況」、「実施において明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」等をそれぞれ分析・評価し、その結果について外部有識者から意見を聴取した上で、令和元年 11 月までにウェブサイト上で公表している。

(1) 「目標の達成状況」「取組の効果」

各府省庁の取組の進捗状況は概ね「A」となっており、総じて順調に進んでいる。取組の効果については、削減額が表示できるものについて削減率を併せて表示することを推進しており、定着しつつある。

(2) 「明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」

これらの項目について、前年度から同一の記載を続けている府省庁や具体的な記載をしていない府省庁が複数見られた。各府省庁の自己評価において、これらの項目がきちんと分析・評価されていなければ、PDCAサイクルが効果的に回っているか把握することは困難となる。したがって、各府省庁は、可能な限り、その進捗を示す分析・評価を分かりやすく記載すべきである。

(3) 外部有識者からの意見聴取

個々の取組について外部有識者から具体的な意見を得ている府省庁が多く見られた。例えば、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府

省庁の契約実務を熟知している有識者からも意見を聴取し、また、各府省庁で課題となっている特定の調達品目や契約方式について意見を聴取するなどの工夫が見られた。

4 各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況

(1) 一者応札の改善

国の契約に占める一者応札の割合は、図表2のとおりであり、13%から19%の範囲で推移している。

図表2：国の契約に占める一者応札の割合（件数ベース）（単位：％）

年度	平成 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
割合	14	15	14	14	13	14	16	17	17	17	18	19

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

国の契約は、原則として、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項等により、競争に付きなければならないとされている。競争入札における応札者数は、その時々を経済情勢や市場の需給等、様々な要素により左右されるものの、同種の入札に一者応札が続く場合、特に、同一事業者が受注を繰り返す場合には、競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じる懸念がある。このため、各府省庁は、一者応札となった契約について要因の把握と分析に努め、その改善を図る必要がある。

各府省庁が実施している「入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査」や「事業者に対するヒアリング」の結果を見ると、例えば、工事発注分野においては、「発注量の増加や慢性的な人手不足により人員が確保できない。」との回答が見られる。また、情報システム調達の分野では、「システム稼働の安定的継続やセキュリティ保持のために、他者のシステムを引き継ぐことはリスクがある。」等の回答が見られる。

これに対し、府省庁側では、例えば、工事の施工時期の平準化のため、地域単位での発注見通しの統合・公表や早期発注等の取組を進めているほか、現場技術者配置要件の合理化等を進めており、関連する法改正も行われてい

る²。

情報システムの調達については、各府省庁とも「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、平成26年12月3日決定、31年2月25日最終改定）を踏まえて、それぞれの府省CIO補佐官³の助言を得ながら、情報システムの要件定義の明確化を行ったり、従来受注者等、特定の事業者により有利な仕様内容とならないようにしたりすることで、新規参入の促進を行うこととされている。一者応札への対応としても、例えば、セキュリティに配慮した上で既存情報システムのプログラムを公開し、新規参入が実現した事例が見られている。情報システムの契約金額は、各府省庁の本府省庁が契約主体となる契約金額を合計すると防衛省の物品役務（装備品含む。）に次いで多く⁴、その調達改善は、多くの府省庁が調達改善計画の中で掲げる課題となっている。

情報システム調達の改善に向けて、各府省庁は、入札情報の積極的発信、民間事業者からの意見等の収集・反映、参加者要件・調達単位の工夫などに取り組んでいる（情報システム調達の改善に成果のあった取組事例は別添4参照）。各府省庁においては、個別の情報システムごとに、セキュリティを確保しつつ、「ベンダーロックイン」⁵などの課題や特性を踏まえ、計画的に、契約更新等の機会を捉えて適切に対処していくことが必要である。

デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）では、「サービスの設計に当たっては、費用の適正化とサービスの向上を両立させるため、費用対効果の検証を十分に行う」とされている。情報システムの調達に際して、情報システムの専門家としての府省CIO補佐官は、費用対効果の追求に向けて、引き続き、競争性向上・コスト削減についてその役割を発揮することが求められる。

なお、政府CIOの下で、全ての情報システムを対象として予算要求前から執行の段階まで年間を通じた一元的なプロジェクト管理の強化が行われている⁶。この一環として、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が政府

² 令和元年6月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が一体的に改正された。

³ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、平成26年12月3日決定、31年2月25日最終改定）に定義され、「府省CIO補佐官」は各府省（庁や委員会含む。）に置かれ、原則として内閣官房に置かれている政府CIO補佐官をもって充てるものとされている。

⁴ 各府省庁の令和元年度調達改善計画における調達経費の内訳を単純集計。

⁵ デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）では、情報システムについて、安定的な運用を最優先する結果、現行の事業者に依存する傾向が強く、競争入札を実施しても特定の事業者のみが受注を繰り返す「ベンダーロックイン」が生じやすいとされている。

⁶ 令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議（第5回）資料8「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化に向けた取組状況について」参照。

情報システムの効率化、高度化等を図るため、デジタルインフラ⁷に係る情報システム関係予算を一括して要求・計上する取組を始めている。今後、同室から予算を配分された府省庁は、同室の方針に基づき統一的に執行することになっている。さらに、令和2年度から一部の府省庁で、機動的かつ効率的、効果的な情報システム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行運用が実施されることとなっている⁸。これらの取組は、費用対効果に優れた情報システムの調達を従来よりも更に推進するものと考えられる。

一者応札について、各府省庁は、不断にその要因把握に努め、調達する案件ごとの特性に合わせて、発注者側の工夫等によって一層の改善ができないか検討を行い、改善に向けた対応を行うことが求められている。

例えば、参加者要件の見直しについては、案件ごとに、契約担当官等が、入札参加資格として定める等級を拡大したり、実績等を評価したりすることが、現行制度上可能であり、実績に優れた小規模事業者の参加促進のための工夫等ができる。

さらに、各府省庁は、受注可能な事業者の調査と情報発信の充実に取り組むことが求められる。具体的には、自他府省庁における過去の受注実績や事業者団体のウェブサイト等の様々な情報源を活用することにより、受注可能な事業者を広く調査し、公正性に配慮した上で、それら事業者に対し公表済みの入札情報を周知することが考えられる（受注可能な事業者の調査・情報発信の充実による一者応札解消の取組事例は別添5参照）。一部の府省庁では、過去に受注実績のある事業者や下請事業者等を把握して、それら事業者を含めて広く入札情報を周知することにより、一者応札が改善した事例が見られた。一方で、潜在的な参入事業者の把握や、当該事業者に対する情報発信の取組には、府省庁間や部局間でもばらつきが見られる。

一者応札の改善策に関して、歳出改革WG委員からの指摘をとりまとめたものは別添6のとおりである。各府省庁においては、今後も具体の対応を進めることが求められる。

⁷ 政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等を指す。

⁸ 「情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議 令和元年5月29日決定）参照。

＜令和元年度上半期における一者応札の改善例＞

- 厚生労働省は、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の一般競争入札案件に対して外部有識者を含む審査を行っており、令和元年度上半期において、前年度一者応札の案件が 36 件（本省分 25 件、本省以外の部局分 11 件）解消し、約 3 億 2,600 万円（本省分約 2 億 7,100 万円（▲10.7%）、本省以外の部局分約 5,500 万円（▲13.8%））の削減効果があった。
- 法務省は、事業者からのヒアリング、仕様の見直し・明確化、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実等の取組を実施した結果、前年度一者応札となっていた 71 件が複数者応札となり、比較可能な 25 件で約 3,182 万円（▲12.4%）の削減効果があった。

※一者応札の改善事例は、別添 7 参照

＜令和元年度上半期における受注可能な事業者の調査・情報発信の充実の取組例＞

- 警察庁は、硬鉛線の製造請負契約について、平成 30 年度受注事業者が受注不可能となり、令和元年度において一者応札となることが予想されたため、複数の受注可能な新規事業者を調査した。調査の結果、当該新規事業者は入札参加に必要な全省庁統一資格を有していなかったため、当該資格の申請方法を紹介した。その結果、当該事業者の受注意欲が高まって複数者応札となり、平成 30 年度と比較して約 593 万円（▲11%）の削減効果があった。
- 宮内庁は、入札公告後 5 開庁日経過時点で入札説明書を受領している者が一者の場合には、受注可能な事業者に公表済みの入札情報を説明する取組を行った結果、前年度から一者応札（複数回一者応札が続いた案件を含む。）となっていた 4 件が複数者応札となり、比較可能な 3 件で約 33 万円（▲4.4%）の削減効果があった。

※受注可能な事業者の調査・情報発信の充実の取組事例は、別添 5 参照

（2）随意契約の改善

ア 競争性の向上のための取組

国の契約に占める競争性のない随意契約⁹の割合は、図表 3 のとおりであり、平成 18 年度以降低下しており、15%から 19%の範囲で推移している。

⁹ 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの、④少額のもの

図表3：国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（件数ベース）

（単位：％）

年度	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
割合	37	21	18	16	16	16	16	15	16	17	16	19	19

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

国の契約において、随意契約は、会計法第29条の3第4項等により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に限定的に採用される契約方式とされている。とりわけ、競争性のない随意契約が締結される場合には、競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じる懸念があることに留意を要する。各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないよう審査を行い、当該契約方式によらざるを得ない場合にはその理由を公表しているほか、仕様を見直すなどして競争性のある契約方式に移行できないか検討する取組を行っている。また、潜在的な参入事業者に対して情報提供を積極的に行うことが効果的であるという観点から、特定の事業者との競争性のない随意契約によらざるを得ない案件について、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載するなどの取組も見られる。

なお、競争性のない随意契約とした案件についても、規制緩和や技術革新等により競争が可能となる市場の変化もあり得ることから、各府省庁は、市場の実態調査を不断に行い、一般競争入札への移行可能性を探ることが求められる。また、直ちに一般競争入札に移行することが困難な場合であっても、競争性のない随意契約を機械的に継続することなく、公募の実施について、不断に検討することが求められる。

〈令和元年度上半期における随意契約の改善例〉

- 厚生労働省は、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する500万円以上の随意契約案件に対して、競争性の向上等の観点から、外部有識者を含む審査を行っており、令和元年度上半期において、計7件を随意契約から一般競争入札に移行し、約1億5,100万円（▲13.2%）の削減効果があった。

※随意契約の改善事例については、別添7参照

随意契約の改善に資する歳出改革WG委員からの指摘は別添6のとおりである。

イ より適正な価格での調達

各府省庁は、随意契約によらざるを得ない場合であっても、例えば、情報システムの調達に際して府省CIO補佐官の助言を得るなど、より適正な価格での調達を目指して、見積根拠の精査を行ってきている。また、手続の透明性・公正性の確保の観点から、実施手続のルール化を進めることが適当である。

〈令和元年度上半期におけるより適正な価格での調達に向けた改善例〉

- 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府（以下「内閣官房等」という。）は、随意契約案件を対象に見積根拠の精査等を実施し、令和元年度上半期において、計 318 件のうち 134 件（本省分 123 件、本省以外の部局分 11 件）について約 34 億 965 万円（本省分約 33 億 7,979 万円（当初提示額の▲3.3%）、本省以外の部局分約 2,986 万円（同▲18.6%））の削減効果があった。内閣官房等においては、見積根拠の精査手法等を記録し、同一案件の調達の際に活用できる体制を構築している。

ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができるものとされているものであるが、随意契約の方式によることができる少額の調達であっても、事務負担等を考慮しつつ一般競争入札に移行するなど競争性の向上に努めている府省庁もある。

また、多くの府省庁がオープンカウンター方式¹⁰を導入しており、限られた事業者から見積書を徴取するといった従前のやり方と比較して、より多くの見積書が提出されるなど、競争性が向上した例が複数見られる。地方支分部局等での取組促進のため、本府省庁が実施方法や対象案件を説明する研修等を行っている府省庁もある。

さらに、少額随意契約による調達に際して、インターネットを利用し、価格比較をした上でクレジットカード決済を活用するといった効率化も進められている。

¹⁰ 「オープンカウンター方式」とは、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式をいう。

(3) 調達合理化に向けた取組

ア 共同調達・一括調達¹¹の有効活用

(ア) 本府省庁における共同調達

霞が関6グループで実施されている本府省庁における共同調達について、取組は概ね浸透している。

(イ) 地方支分部局等における共同調達

地方支分部局等における共同調達の取組は広く推進されており、令和元年度上半期においても、共同調達を実施する官署の増加や調達品目の拡大により、コストや事務負担の軽減を図った府省庁が見られた。また、今後、新たに共同調達に参加することを計画している府省庁も見られた。

全国10の財務省財務局等を中心に、各地域における各府省庁の地方支分部局等の共同調達について取組が進められており、令和元年度上半期においては、共同調達を推進するための勉強会が8地域で計9回開催された。このうちいくつかの勉強会には、行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）からも職員が参加し、電力調達の共同調達・一括調達の一層の促進についても周知した。勉強会が開催された地域の中には、電力の共同調達等を通じて期待されるコスト削減効果や実施上の課題等について、電力会社と意見交換する取組が見られ、電力の共同調達の検討が更に進んでいる。また、勉強会において共同調達の成果を検証する中で、各府省庁は、事業者ヒアリングの情報共有、更なるスケールメリットを図るための工夫や各官署での契約金額の情報共有を行い、また、特定の調達品目を対象とした分科会を開催し府省庁を越えた連携のための議論が具体的に進められている。引き続き、勉強会における議論を踏まえ、各地域において府省庁を越えた連携が適切に機能していくことが期待される。

なお、勉強会は、共同調達の議論とともに、地方支分部局等ごとに行われている調達改善の取組の情報交換の場にもなっており、各地域における府省庁を越えた実務担当者のノウハウ共有の機会として有効である。

¹¹ 「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ、最終改定25年1月29日）等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現によるコスト削減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。本報告では、一括調達を「同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うこと」、共同調達を「複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと」、両者を合わせて「共同調達等」と整理している。

(ウ) 共同調達・一括調達を実施する上での課題・留意点

共同調達・一括調達（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットの観点から有効であるが、コスト削減効果を得るには、①スケールメリットが働く調達規模の確保¹²、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストの削減が極めて重要である。このため、各府省庁においては、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格（市場価格）の追求を目的とした参加官署の組合せを検討することが求められる。また、各府省庁は、共同調達等の実施を継続していく中で、グループごとに定期的に、共同調達等の効果や事務負担について検証を行うことが望ましい。検証は、共同調達の開始前のみならず、開始後においても行われ、効果を追求し続けることが重要である。コスト削減効果の検証の方法としては、共同調達による実際の契約金額と単独で調達した場合に想定される契約金額とを可能な限り比較することが考えられる。これらの検証等に資するためにも、各地域で進められている地方支分部局等の取組状況は本府省庁において把握され、効果のある方策が他の地域において共有・浸透されることが求められる（共同調達等の検証例については別添8参照）。

なお、共同調達の実施・継続については、事務負担の平準化に配慮がなされることも重要である。

＜令和元年度上半期における共同調達等の改善例＞

- 法務省は、全地方支分部局等において共同調達等を実施しており、実施事例の情報共有を行った。令和元年度上半期において、新規 52 件を含む 822 件のうち、前年度との比較が可能な 150 件で、計約 7,411 万円（▲9.2%）の削減効果があった。
- 防衛省は、一部の地方支分部局等において、新たに近隣の官署とグループを形成し、ガソリン・PPC用紙の共同調達を開始した。ガソリンについては前年度と比べ、単価ベースで約5%の削減効果があった。
- 財務省財務局が中心となって開催する共同調達の勉強会等において、各地域の電力の共同調達等の更なる推進に向けた検討が進んでいる。そのうち東海地区では、平成30年度に、府省庁を越えて多数の庁舎等をまとめた取組として、電力の共同調達が開始された。令和元年度上半期においては、参加官署が増加して、6省庁の約150庁舎等（平成30年度は約100庁舎等）とする中、複数者応札となっている。

※ 共同調達等の実施に関するその他の取組事例については、別添7参照

¹² ただし、規模が大きすぎる場合には、供給者が減り競争が働かないおそれがあることに留意を要する。

イ 電力調達・ガス調達に関する取組

電力調達に関する取組については、平成 28 年 4 月からの完全自由化を受けて、28 年度調達改善計画から全府省庁共通の取組とし、各府省庁の行う電力調達は、特段の理由がある場合を除き、一般競争入札によることを原則として推進してきている。これによって、従来随意契約だったものを一般競争入札に移行する取組のほか、既に一般競争入札をしていたものについて競争性の向上を図る取組が進んだ。

具体的には、電力需要をまとめることで競争性や経済性が高まる場合には、共同調達等が検討されており、令和元年度上半期は、建物を越えて電力需要をまとめて調達し、競争性向上とコスト削減を実現した事例が多く見られた。中には、広域に存在する庁舎等の電力需要をまとめて一括調達した事例や、府省庁を越えて多数の庁舎等をまとめて共同調達した事例も見られた¹³。また、入札情報の周知、十分な公告期間の確保、開札から供給開始までの準備期間の十分な確保により、一者応札解消・コスト削減が実現した事例も見られている。電力の調達改善については、一者応札改善により省全体で 1 割程度のコスト削減が確認された府省庁も見られる。

ガス調達についても、平成 29 年 4 月からの小売市場の完全自由化を受け、全府省庁共通の取組としたところであり、ガス小売市場への新規参入状況に地域差がある中であって、調達改善事例が見られつつある。

〈令和元年度上半期における電力調達・ガス調達の改善例〉

- 法務省は、電力の共同調達等の推進に取り組み、省全体で計約 1 億 9,387 万円の削減効果があった。十分な公告期間の確保等により、14 件が一者応札解消となり、前年度との比較が可能な契約 13 件では、約 9,904 万円（▲16.7%）の削減効果があった。また、新たに広域に存在する庁舎等をまとめる取組を含む地方ブロック単位等の共同調達の実施により、約 9,483 万円（▲5.4%）の削減効果があった。

さらに、ガス調達について、事業者からのヒアリング等、随意契約・一者応札解消に向けた取組を行い、35 件で一般競争入札を実施した。この結果、計約 867 万円（▲2.8%）（前年度との比較が可能な 10 件。そのうち 3 件は新たに一般競争入札へ移行した契約であり、計約 109 万円（▲12.8%））の削減効果があった。

※ 電力調達・ガス調達の改善事例については、[別添 7](#) 参照

ウ 国庫債務負担行為の活用

各府省庁は、情報システムの調達、公共工事等について、契約の内容に

¹³ 電力調達をまとめる際には、競争性の向上やコスト削減の観点から、電力供給者の供給地域の確認、電圧区分や使用量に応じた工夫等を要することに留意を要する。

応じ、適正な契約期間を勘案した上で、国庫債務負担行為を活用している。令和元年度上半期においても、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約とすることで、コスト削減につながった事例が見られた。

〈令和元年度上半期における国庫債務負担行為の活用に関する取組例〉

- 防衛省は、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」（平成 27 年法律第 16 号）に基づき、P A C - 3 ミサイル用部品の調達にあたり、10 箇年度にわたる長期契約を締結し、約 31 億円（▲50.1%）の削減効果があった。

エ オフィス関連調達の合理化

一部府省庁は、オフィス関連調達の合理化に取り組んでおり、効果が見られる。このような取組は、経費節減だけでなく事務の効率化にも寄与する取組であり、全府省庁において検討されるべきものである。具体的には、ペーパーレス化による経費削減事例も見られ、デジタル・ガバメント等の推進の中、今後一層の進捗が期待できる。

また、環境負荷低減に資する製品、役務等を調達する取組が求められる中、一部の府省庁は、事業者からの情報収集等を通じて競争性確保に十分留意しつつ、環境負荷の低減を図っている。

〈令和元年度上半期におけるオフィス関連調達の合理化に関する取組例〉

- 経済産業省は、審議会や研究会の配布資料の原則ペーパーレス化を実施し、コピー使用枚数は約 70%削減（平成 23 年度比）となっている。
- 国土交通省は、出力環境の最適化とコスト縮減の両立を確保する観点から、15 の地方支分部局等において、プリンタ、コピー機、F A X 等の出力機器を集約する M P S（マネージド・プリント・サービス）を導入し、M P S の導入前と比較して、累計で約 11.2 億円（▲53%）の削減効果があった。
- 農林水産省は、地方支分部局等 14 機関において、公用携帯電話の利用実績を分析し、回線数を見直し、通信量に見合った電話料金プランへの変更を行った。その結果、6 機関において約 107 万円（▲7.6%）の削減効果があった。
- 外務省は、会議運営において飲食等の提供を事業者へ委託する場合に、仕様書に「プラスチック製品等の使用は不可」等と記載するに当たり¹⁴、実施上の課題の有無に関して複数の事業者へ事前調査をすることで、競争性確保に十分留意し環境負荷の低減に資する調達に努めている。

¹⁴ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定）により飲料を提供する会議運営の調達では、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこととされている。

5 調達改善のためのマネジメントの強化

一者応札や随意契約（以下「一者応札等」という。）の実効的な改善、調達の合理化を実現するために、各府省庁は、調達改善のためのマネジメントを強化する必要がある。

（１）調達改善に向けた審査・管理の充実

各府省庁は、契約ごとに、事業者の資格要件や選定方法、適正な価格、随意契約（企画競争等も含む。脚注9のとおり。）とする場合はその理由等について十分に審査を行うこととなっている。国の契約は、あくまで一般競争入札によることが原則であり、一者応札が改善されない案件についてもまずは競争性向上のための取組が求められる。

その一方で、契約監視委員会等の外部有識者からは、一者応札の案件によっては、慎重な検証を行った上で契約方式を見直し、見積根拠の精査を行うことで、より適正な価格で調達を行う可能性も検討すべきとの指摘もなされている。また、令和元年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注者の責務として、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、随意契約を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めることとされている¹⁵。ただし、随意契約とする場合には、会計法令の根拠条文及び具体的かつ詳細な理由を公表する必要がある¹⁶ことに留意を要する。

十分な審査により、調達改善の成果が得られた場合、具体的内容やそのノウハウについて、各府省庁内において有効活用できるように速やかに共有するなど、適切に管理を行っていくことが重要である。

各府省庁は、個別案件の特性や取組の経緯等を十分に踏まえつつ、調達改善に向けた審査・管理の充実に努め、更に深化させていくことが求められる。

ア 一者応札等の改善に向けた審査・管理の実質的強化

一者応札の改善については、平成28年度から共通的な取組に位置付けてきており、その事前・事後の審査体制は全府省庁において整備され、個別案件の特性や取組の経緯等に応じた審査が行われている。ただし、一部府省庁では、一者応札の発生状況や契約金額の大きさ等を勘案すれば、重点的な審査の対象とすべき案件を、審査の対象としていない事例があった。

¹⁵ 公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第3号

¹⁶ 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）

また、全ての府省庁は、一者応札改善のための審査に資するため、一者応札となった要因について把握すべく事業者アンケート等を実施し、要因分析に努めている。一方で、要因分析の程度については、事業者アンケートの結果等の把握に留まっているもの、要因分析を行い改善策まで検討しているもの、そして、改善策を実行して更なる課題・改善策を検討しているものなどばらつきがある。

現在、一部府省庁では、重点的な審査等の対象となる一者応札案件について、個別案件ごとにその要因分析を記載した一覧を作成するなどの取組が行われている。今後、各府省庁は、当該一覧を作成し活用することで要因分析のばらつきを把握しその是正を図るなど、要因分析の充実に取り組むことが求められる。例えば、当該一覧を活用することにより、各府省庁は、発注者として講じ得る改善策の検討が不十分な発注部局等を把握し、重点的に要因分析の充実化を図る対象を絞り込むことができる。さらに、発注部局等も他部局等の要因分析と比較することで自身の要因分析の程度を認識することができる。

当該一覧を活用する場合には、各府省庁は、それが重点的な審査の対象とすべき案件を把握できるものとなっているか確認する必要がある。現在、全府省庁において調達経費の内訳ごとに一者応札の状況や傾向を把握する取組が進められており、各府省庁はこの取組を更に進めるとともに、この取組結果と当該一覧とを照らし合わせることで、重点的な審査の対象とすべき案件が把握されているか確認することができる。

また、一者応札の要因分析を充実させるため、現在、各府省庁は、外部有識者等の知見を活用して、審査の充実を図っている。例えば、契約監視委員会等の外部有識者や府省CIO補佐官からの指摘を次回調達に反映させ、一者応札が改善した事例が複数見られる。また、同委員会等で得られた改善策がどのような成果を得たのか、改善がなかった場合にはどのような対策を今後検討するのかを再度同委員会等に報告する取組を行った府省庁が見られるなど、同委員会等を一層活用する取組に進捗が見られ、一者応札が複数回継続する案件の管理強化も図られている。なお、上記一者応札の要因分析を記載した個別案件一覧を同委員会等での審議案件の選定や議論等に活用することも、審査の更なる充実を図るために有効と考えられる。

一者応札等が複数回継続する案件の中には、調達先の安定的な確保が課題となっているものもあり、案件の個別の特性や取組の経緯等に応じた検討が必要となる。課題を抱えた個別案件を改善していくためには、今後と

も、審査・管理が確実かつ効果的に実施されるよう、その実質的な強化が求められる。

〈令和元年度上半期における審査・管理の充実例〉

- 新たに7府省庁が一者応札の要因分析を記載した個別案件一覧の作成等を開始し、9府省庁が当該一覧の作成等を行っている。このうち、個人情報保護委員会、外務省、文部科学省及び国土交通省は、ウェブサイトでその一覧を公表している。
- 復興庁、財務省及び農林水産省は、過去の契約監視委員会等で審議された一者応札案件で当該審議後に再び一者応札となった案件について、改めて要因分析を行った上で同委員会等で取り上げ、今後の改善策について同委員会等の外部有識者から意見を得るなどの取組を行っている。

イ より適正な価格での調達に向けた取組の一層の推進

各府省庁は、調達ごとに、より適正な価格での調達に向けた取組を行っている。例えば、各府省庁は、大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかインターネットを利用してチェックを行っている。

事業者からの見積りに基づき調達する場合においても、見積根拠（物品価格、人件費、量など）の精査が行われている。しかしながら、そのノウハウ蓄積程度にはばらつきがみられ、今後一層費用対効果の高い調達を進めていく上で、更なるノウハウ蓄積とチェック力の向上が期待される。そのためには、ノウハウのマニュアル化や、データベースによるコスト情報の管理・共有が必要である。

〈令和元年度上半期における見積根拠の精査による改善例〉

- 経済産業省は、随意契約を実施する際の適正価格の確保を図るため、価格の妥当性評価チェックリストの整備や、評価結果を集約してベストプラクティスを省内共有するなどの取組を行っている。登録意匠のグルーピング事業においては、チェックリストを基に、過年度にも同様の契約を実施していたことから作業の効率化を図ったり、重複する作業項目を統合したりするなどの見積根拠の精査を実施した結果、事業者の当初提示額から約1,175万円（▲7.9%）の削減効果があった。

見積根拠の精査に関する歳出改革WG委員からの指摘は別添9のとおりである。

(2) 調達改善に資する研修・情報共有の実施・人事評価への反映

各府省庁における調達改善に資する研修等の取組を見ると、研修実施のほか、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用している府省庁も見られる。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成する観点からは、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や費用対効果の高い調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の改善のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修等、調達改善に向けたより実践的で多様な内容の研修を実施することが重要である。この点、例えば、情報システムに関しては、府省CIO補佐官等の専門家が、実務担当者を対象に、見積根拠の精査の手法や仕様書作成のノウハウ等について研修を行っている府省庁も見られる。費用対効果の高い調達を実践できる人材育成に当たっては、民間のノウハウ等も積極的に取り入れ、適正価格の追求に資する知見を深化させていく研修等を実施していくことが望ましい。調達改善に関する知見の共有のために内部監査の機会を活用している府省庁や、本府省庁の担当者が地方支分部局等で開催される研修に講師として赴いて調達改善の意識醸成に努めている府省庁もある。引き続き、全府省庁で、機会を捉えて調達改善の取組に関する情報共有を効率的・効果的に行うための方法について検討されることが望ましい。

また、本府省庁と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互の間で取組に差が見られることから、各府省庁は、地方支分部局等の調達改善担当者に対して、本府省庁や他の地方支分部局等でのベストプラクティスを浸透させるための研修、情報共有等を実施することが適当である。

令和元年度上半期においても、複数の府省庁が人事評価への反映に関する自己評価を行ったところであるが、調達改善の取組が不断に行われるよう、人事評価が適切に行われることが必要である。

〈令和元年度上半期における人材育成・情報共有の取組例〉

- 財務省は、情報システム調達の実務担当者に対して、情報システムの高度な知識と豊富な経験を有する契約専門官による情報システムの予定価格の積算方法を含む講習会を開催した。
- 法務省は、地方支分部局等の会計実務担当者に対する研修において、同省で競争性の向上が課題となっているガス調達についてワークショップを実施して、問題点や改善策等について議論し、情報共有を行った。

6 今後の取組について

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、外部の意見も取り入れつつ、受注可能な事業者の調査を踏まえた情報発信を行うなどの創意工夫を行い、不断に取組を強化していくことが求められる。各府省庁及び事務局は、調達の更なる改善を実現するために、以下のとおり取組を行っていくことが必要である。

(1) 各府省庁における個別案件に係る審査・管理の強化

一者応札の改善については、個別案件ごとにその特性や取組の経緯等を踏まえて、具体的かつ真摯な審査が行われることが効果的である。複数回一者応札が継続する案件が、確実に審査に取り上げられるための管理強化も必要である。各府省庁は、整備した審査・管理体制をより有効に活用し、機能させることが求められる。

各府省庁においては、審査の過程で得られた改善策が一者応札等の解消のために有効であったかどうかを検証することが不可欠である。改善策を講じて一者応札等が解消されなかった場合には、更に要因分析を実施し、改善に向けた取組を積み重ねていく必要がある。そのために、少なくとも、契約監視委員会等によって得られた改善策がどのような成果を得たのか、再度同委員会等に報告することが必要である。成果を得たケースのノウハウは、府省庁内で速やかに類似事例の改善に活用でき、改善に至らなかったケースは再審査によって更なる対応につなげることができる。

また、各府省庁においては、重点的な審査等の対象とすべき一者応札案件を一覧にして個別案件ごとの要因分析のばらつきを是正するなどの取組により、一者応札の要因分析の充実を図ることや、見積根拠の精査によりコスト削減効果があった事例を府省庁全体で共有し、ノウハウを共有する体制を整備していくことが求められる。

なお、各府省庁において求められる審査・管理の強化とは、形式的な審査を何度も行うことや屋上屋を架す形で組織を増設することではなく、課題解決に向けて、真に有効な審査方法や内容を実質的に充実・強化させることである。

各府省庁においては、調達改善の重要性に鑑みて、このような調達改善に向けた不断の取組が人事評価に適切に反映され、そのモチベーションの維持を図ることが重要である。事務局においては、引き続き、個別案件のヒアリング等を行うほか、個別案件の審査・管理の状況を確認していくことが求め

られる。

(2) 実践的ノウハウ共有の強化

各府省庁において、個別案件の審査等から得られた各種の知見や有効な改善策及び本府省庁や地方支分部局等のベストプラクティスについて、府省庁内の類似事例の改善に活用するために、地方支分部局等を含む府省庁全体への周知を工夫した上で情報共有等を一層積極的に行うことが求められる。

地方においては、各財務局を中心とした共同調達に関する勉強会が開催されている。共同調達に向けて、幹事の決定や仕様書の擦り合わせ、共同調達が有効な品目やその規模の検証等、引き続き、検討が重ねられている。特に、電力調達については、小規模調達をまとめて一般競争入札にかけることで競争性向上とコスト削減効果が得られることから、積極的に地方支分部局等における共同調達等の検討対象とすることが適当である。さらに、地方における勉強会が、共同調達だけをテーマにすることにとどまらない、府省庁を越えた調達改善全般に関するノウハウの共有の機会として捉えられ、活用されることも重要である。

事務局は、ノウハウ共有の一環として、事務局が主催した勉強会の内容や資料の公表を実施している。令和元年度中は、見積根拠の精査と受注可能な事業者の調査を踏まえた情報発信に関する勉強会を全府省庁の実務担当者を対象としてそれぞれ開催した。見積根拠の精査については、各府省庁の改善事例と知見を共有し、また、精査のノウハウを持つ歳出改革WG委員から、その着眼点について各府省庁向けに説明があった（別添9参照）。受注可能な事業者の調査を踏まえた情報発信については、各府省庁における情報発信等の現状の取組を共有し（別添5参照）、また、公正性にも配慮した更なる取組の推進を図るため、公正取引委員会事務総局の職員を外部講師として招き、公正性に配慮する際の着眼点について理解を深めた。さらに、事務局職員を各府省庁の調達改善の研修の場に講師として派遣し、具体的な調達改善事例の紹介等も行った。

事務局は、今後も、調達改善に係る実務上の知見やノウハウ、有益な取組例等を府省庁横断的に共有するため、全府省庁の調達実務担当者を対象とする勉強会を開催することが求められる。また、各府省庁の会計研修等に講師として赴き、調達改善に関する情報共有等の機会を得ることも継続すべきである。事務局が開催する今後の勉強会のテーマとしては、例えば、情報システム調達、オフィス関連調達の合理化等が考えられる。また、各地方支分部局等におけるノウハウの共有（共同調達を含む。）の機会に際しても、

必要に応じ事務局が参加をし、情報共有や検証に係る支援等の役割を果たすことが適当である。

国の調達に係る契約金額(平成30年度)

別添1

(単位:億円)

合計 81,624	公共工事等 31,399		物品役務等 50,226		
	←本省 485	地方支分部局等 30,914	本省 30,383	地方支分部局等 19,843	
国土交通省 28,517	23,355		5,162		
防衛省 27,193	2,742	24,451			
環境省 5,802	2,240		3,562		
農林水産省 5,669	1,753		3,916		
厚生労働省 3,015	← 62	2,953			
内閣官房等 1,838	653		1,185		
経済産業省 1,803	← 4	1,799			
財務省 1,757	121	1,636			
法務省 1,488	126	1,362			
警察庁 1,115	89	1,026			
その他 3,429	総務省 1,034 文部科学省 988 外務省 532	最高裁判所 360 復興庁 105 国立国会図書館 80	衆議院 68 宮内庁 66 参議院 46	消費者庁 43 金融庁 42 人事院 41	会計検査院 9 個人情報保護委員会 7 公正取引委員会 7

注 契約金額は平成30年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く。)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

出典:内閣官房調査

国の調達に係る契約種別

別添2

(単位：件、億円)

府省庁名		競争契約				随意契約										合計			
		件数 (注1)	金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額	
			割合	割合	件数		金額		件数		金額		件数		金額				
					割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
内閣官房等	(平成28年度)	1,610	61%	1,274	58%	1,040	39%	912	42%	270	10%	387	18%	770	29%	525	24%	2,650	2,186
	(平成29年度)	1,532	63%	842	50%	917	37%	854	50%	202	8%	175	10%	715	29%	679	40%	2,449	1,697
	(平成30年度)	1,554	59%	1,012	55%	1,078	41%	826	45%	335	13%	142	8%	743	28%	684	37%	2,632	1,838
	(平成18年度)	1,115	40%	614	46%	1,691	60%	717	54%	585	21%	160	12%	1,106	39%	558	42%	2,806	1,331
宮内庁	(平成28年度)	228	60%	40	72%	154	40%	16	28%	42	11%	7	12%	112	29%	9	16%	382	56
	(平成29年度)	227	69%	27	69%	104	31%	12	31%	37	11%	6	15%	67	20%	6	16%	331	39
	(平成30年度)	309	71%	43	66%	126	29%	23	34%	53	12%	12	18%	73	17%	11	16%	435	66
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(平成28年度)	44	56%	2	39%	34	44%	2	61%	6	8%	1	20%	28	36%	2	41%	78	4
	(平成29年度)	87	72%	4	69%	34	28%	2	31%	11	9%	0	7%	23	19%	1	24%	121	6
	(平成30年度)	84	68%	2	36%	39	32%	4	64%	18	15%	3	41%	21	17%	2	24%	123	7
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(平成28年度)	2,060	66%	369	68%	1,059	34%	176	32%	398	13%	72	13%	661	21%	104	19%	3,119	545
	(平成29年度)	1,899	66%	661	68%	962	34%	306	32%	372	13%	152	16%	590	21%	153	16%	2,861	966
	(平成30年度)	2,008	65%	585	52%	1,066	35%	530	48%	413	13%	403	36%	653	21%	127	11%	3,074	1,115
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
個人情報保護委員会	(平成28年度)	22	67%	13	88%	11	33%	2	12%	1	3%	0	0%	10	30%	2	12%	33	14
	(平成29年度)	26	70%	6	64%	11	30%	3	36%	0	0%	0	0%	11	30%	3	36%	37	9
	(平成30年度)	29	69%	4	50%	13	31%	4	50%	2	5%	0	6%	11	26%	3	45%	42	7
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	(平成28年度)	99	47%	23	41%	111	53%	33	59%	60	29%	28	50%	51	24%	5	9%	210	57
	(平成29年度)	97	46%	19	44%	112	54%	24	56%	59	28%	20	46%	53	25%	5	10%	209	44
	(平成30年度)	77	42%	29	68%	105	58%	14	32%	52	29%	9	22%	53	29%	4	10%	182	42
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(平成28年度)	66	71%	9	69%	27	29%	4	31%	6	6%	1	5%	21	23%	3	26%	93	13
	(平成29年度)	72	68%	5	57%	34	32%	4	43%	7	7%	1	8%	27	25%	3	35%	106	9
	(平成30年度)	87	73%	38	88%	33	28%	5	12%	13	11%	1	1%	20	17%	4	10%	120	43
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(平成28年度)	35	13%	11	9%	244	87%	109	91%	24	9%	9	7%	220	79%	101	83%	279	121
	(平成29年度)	41	14%	12	10%	242	86%	107	90%	39	14%	13	11%	203	72%	94	79%	283	119
	(平成30年度)	41	16%	13	12%	209	84%	92	88%	39	16%	15	15%	170	68%	76	73%	250	105
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(平成28年度)	946	56%	662	63%	758	44%	385	37%	596	35%	257	25%	162	10%	128	12%	1,704	1,047
	(平成29年度)	987	55%	702	64%	812	45%	396	36%	599	33%	208	19%	213	12%	188	17%	1,799	1,098
	(平成30年度)	1,043	54%	658	64%	906	46%	376	36%	699	36%	228	22%	207	11%	148	14%	1,949	1,034
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(平成28年度)	5,713	80%	1,328	84%	1,389	20%	248	16%	210	3%	48	3%	1,179	17%	200	13%	7,102	1,576
	(平成29年度)	5,176	79%	1,124	80%	1,379	21%	285	20%	186	3%	50	4%	1,193	18%	236	17%	6,555	1,409
	(平成30年度)	5,282	79%	1,132	76%	1,417	21%	356	24%	201	3%	34	2%	1,216	18%	323	22%	6,699	1,488
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(平成28年度)	334	28%	59	13%	849	72%	384	87%	260	22%	82	18%	589	50%	302	68%	1,183	443
	(平成29年度)	297	30%	82	21%	689	70%	307	79%	172	17%	52	13%	517	52%	255	65%	986	389
	(平成30年度)	351	33%	127	24%	699	67%	405	76%	160	15%	57	11%	539	51%	348	65%	1,050	532
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(平成28年度)	3,933	59%	881	53%	2,730	41%	769	47%	1,878	28%	366	22%	852	13%	403	24%	6,663	1,650
	(平成29年度)	4,007	61%	925	58%	2,610	39%	675	42%	1,817	27%	191	12%	793	12%	483	30%	6,617	1,600
	(平成30年度)	3,788	59%	1,018	58%	2,610	41%	738	42%	1,828	29%	363	21%	782	12%	375	21%	6,398	1,757
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189

府省庁名		競争契約				随意契約												合計	
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
		割合	割合	件数		金額		件数		金額		件数		金額					
				割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合				
文部科学省	(平成28年度)	503	14%	363	29%	3,042	86%	873	71%	2,565	72%	451	37%	477	13%	421	34%	3,545	1,236
	(平成29年度)	461	14%	186	18%	2,922	86%	860	82%	2,502	74%	416	40%	420	12%	444	42%	3,383	1,046
	(平成30年度)	463	14%	109	11%	2,743	86%	879	89%	2,287	71%	430	43%	456	14%	449	45%	3,206	988
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(平成28年度)	4,312	60%	918	39%	2,907	40%	1,430	61%	663	9%	321	14%	2,244	31%	1,108	47%	7,219	2,348
	(平成29年度)	4,696	64%	1,285	38%	2,623	36%	2,093	62%	364	5%	157	5%	2,259	31%	1,936	57%	7,319	3,378
	(平成30年度)	4,656	65%	1,619	54%	2,527	35%	1,396	46%	401	6%	153	5%	2,126	30%	1,243	41%	7,183	3,015
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(平成28年度)	10,080	82%	5,346	94%	2,161	18%	368	6%	1,081	9%	252	4%	1,080	9%	117	2%	12,241	5,714
	(平成29年度)	9,560	82%	5,188	94%	2,122	18%	345	6%	1,059	9%	236	4%	1,063	9%	109	2%	11,682	5,534
	(平成30年度)	9,311	82%	5,309	94%	1,991	18%	360	6%	822	7%	205	4%	1,169	10%	155	3%	11,302	5,669
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(平成28年度)	1,199	53%	643	30%	1,053	47%	1,484	70%	603	27%	1,110	52%	450	20%	375	18%	2,252	2,128
	(平成29年度)	1,157	50%	913	36%	1,141	50%	1,637	64%	546	24%	1,009	40%	595	26%	628	25%	2,298	2,550
	(平成30年度)	1,075	50%	541	30%	1,059	50%	1,262	70%	700	33%	921	51%	359	17%	342	19%	2,134	1,803
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(平成28年度)	33,776	75%	26,229	85%	11,553	25%	4,554	15%	5,463	12%	1,615	5%	6,090	13%	2,939	10%	45,329	30,784
	(平成29年度)	31,997	75%	25,224	87%	10,631	25%	3,928	13%	5,501	13%	2,054	7%	5,130	12%	1,873	6%	42,628	29,151
	(平成30年度)	31,810	75%	24,054	84%	10,789	25%	4,463	16%	5,412	13%	1,959	7%	5,377	13%	2,504	9%	42,599	28,517
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(平成28年度)	1,837	57%	2,166	47%	1,385	43%	2,414	53%	460	14%	384	8%	925	29%	2,030	44%	3,222	4,580
	(平成29年度)	1,872	61%	3,623	71%	1,219	39%	1,488	29%	402	13%	927	18%	817	26%	561	11%	3,091	5,111
	(平成30年度)	1,687	58%	4,100	71%	1,231	42%	1,702	29%	417	14%	400	7%	814	28%	1,302	22%	2,918	5,802
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(平成28年度)	22,949	52%	4,956	17%	20,850	48%	24,364	83%	14,744	34%	8,787	30%	6,106	14%	15,577	53%	43,799	29,320
	(平成29年度)	18,516	43%	5,533	19%	24,099	57%	23,250	81%	13,639	32%	8,198	28%	10,460	25%	15,051	52%	42,615	28,782
	(平成30年度)	27,007	52%	5,852	22%	25,156	48%	21,340	78%	13,541	26%	7,207	27%	11,615	22%	14,134	52%	52,163	27,193
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(平成28年度)	1,646	59%	310	66%	1,137	41%	159	34%	204	7%	30	6%	933	34%	129	28%	2,783	469
	(平成29年度)	1,805	63%	378	68%	1,071	37%	176	32%	193	7%	40	7%	878	31%	136	25%	2,876	553
	(平成30年度)	1,772	62%	449	74%	1,078	38%	156	26%	205	7%	39	6%	873	31%	117	19%	2,850	605
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(平成28年度)	91,392	64%	45,603	54%	52,494	36%	38,685	46%	29,534	21%	14,207	17%	22,960	16%	24,480	29%	143,886	84,290
	(平成29年度)	84,486	61%	46,739	56%	53,734	39%	36,748	44%	27,707	20%	13,906	17%	26,027	19%	22,845	27%	138,246	83,490
	(平成30年度)	92,434	63%	46,694	57%	54,875	37%	34,931	43%	27,598	19%	12,580	15%	27,277	19%	22,350	27%	147,309	81,624
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

注3 平成18年度は「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）が発出された年度

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

国の調達に係る応札状況

別添3

(単位：件、億円)

府省庁名	一般競争契約						一般競争契約における一者応札割合(A/B)		指名競争契約						指名競争契約における一者応札割合(C/D)		競争契約に占める一者応札割合((A+C)/(B+D))		全契約に占める一者応札割合((A+C)/E)		全契約(E)		
	1者(A)		2者以上		合計(B)		件数	金額	1者(C)		2者以上		合計(D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数(注1)	金額(注1)	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額									
内閣官房等	(平成28年度)	535	360	872	857	1,407	1,217	38%	30%	26	7	177	50	203	57	13%	12%	35%	29%	21%	17%	2,650	2,186
	(平成29年度)	484	224	844	564	1,328	788	36%	28%	43	10	161	44	204	54	21%	18%	34%	28%	22%	14%	2,449	1,697
	(平成30年度)	568	290	803	662	1,371	952	41%	30%	31	9	152	51	183	60	17%	15%	39%	30%	23%	16%	2,632	1,838
宮内庁	(平成28年度)	28	10	126	17	154	27	18%	36%	0	0	74	13	74	13	0%	0%	12%	24%	7%	17%	382	56
	(平成29年度)	26	2	131	18	157	20	17%	9%	0	0	70	7	70	7	0%	0%	11%	7%	8%	5%	331	39
	(平成30年度)	30	3	194	25	224	28	13%	10%	0	0	85	16	85	16	0%	0%	10%	6%	7%	4%	435	66
公正取引委員会	(平成28年度)	2	0	42	1	44	2	5%	6%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	5%	6%	3%	2%	78	4
	(平成29年度)	23	2	64	2	87	4	26%	56%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	26%	56%	19%	38%	121	6
	(平成30年度)	10	0	74	2	84	2	12%	13%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	12%	13%	8%	5%	123	7
警察庁	(平成28年度)	524	119	1,405	217	1,929	336	27%	35%	2	0	129	32	131	33	2%	1%	26%	32%	17%	22%	3,119	545
	(平成29年度)	510	302	1,312	346	1,822	647	28%	47%	3	0	76	13	79	14	4%	4%	27%	46%	18%	31%	2,861	966
	(平成30年度)	524	266	1,370	285	1,894	551	28%	48%	3	10	111	23	114	34	3%	31%	26%	47%	17%	25%	3,074	1,115
個人情報保護委員会	(平成28年度)	8	6	14	7	22	13	36%	46%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	46%	24%	41%	33	14
	(平成29年度)	8	2	18	4	26	6	31%	28%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	28%	22%	18%	37	9
	(平成30年度)	14	2	15	1	29	4	48%	59%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	48%	59%	33%	29%	42	7
金融庁	(平成28年度)	39	17	60	6	99	23	39%	72%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	39%	72%	19%	29%	210	57
	(平成29年度)	28	9	69	10	97	19	29%	48%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	29%	48%	13%	21%	209	44
	(平成30年度)	30	25	47	4	77	29	39%	87%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	39%	87%	16%	59%	182	42
消費者庁	(平成28年度)	17	2	49	7	66	9	26%	26%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	26%	26%	18%	18%	93	13
	(平成29年度)	17	2	55	4	72	5	24%	30%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	24%	30%	16%	17%	106	9
	(平成30年度)	25	5	62	33	87	38	29%	13%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	29%	13%	21%	11%	120	43
復興庁	(平成28年度)	6	4	29	8	35	11	17%	32%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	17%	32%	2%	3%	279	121
	(平成29年度)	11	5	30	7	41	12	27%	41%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	27%	41%	4%	4%	283	119
	(平成30年度)	10	6	31	7	41	13	24%	45%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	24%	45%	4%	6%	250	105
総務省	(平成28年度)	368	504	578	158	946	662	39%	76%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	39%	76%	22%	48%	1,704	1,047
	(平成29年度)	367	533	620	169	987	702	37%	76%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	37%	76%	20%	49%	1,799	1,098
	(平成30年度)	437	453	606	205	1,043	658	42%	69%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	42%	69%	22%	44%	1,949	1,034
法務省	(平成28年度)	929	347	4,770	979	5,699	1,327	16%	26%	1	0	13	1	14	1	7%	2%	16%	26%	13%	22%	7,102	1,576
	(平成29年度)	846	416	4,323	705	5,169	1,122	16%	37%	0	0	7	2	7	2	0%	0%	16%	37%	13%	30%	6,555	1,409
	(平成30年度)	822	669	4,447	461	5,269	1,130	16%	59%	0	0	13	2	13	2	0%	0%	16%	59%	12%	45%	6,699	1,488
外務省	(平成28年度)	98	29	214	27	312	56	31%	52%	0	0	22	4	22	4	0%	0%	29%	49%	8%	7%	1,183	443
	(平成29年度)	98	36	175	21	273	58	36%	63%	0	0	24	25	24	25	0%	0%	33%	44%	10%	9%	986	389
	(平成30年度)	117	85	202	34	319	118	37%	72%	9	0	23	8	32	9	28%	6%	36%	67%	12%	16%	1,050	532
財務省	(平成28年度)	778	392	3,155	489	3,933	881	20%	44%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	20%	44%	12%	24%	6,663	1,650
	(平成29年度)	744	417	3,263	508	4,007	925	19%	45%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	19%	45%	11%	26%	6,617	1,600
	(平成30年度)	766	578	3,022	441	3,788	1,018	20%	57%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	20%	57%	12%	33%	6,398	1,757
文部科学省	(平成28年度)	217	96	286	268	503	363	43%	26%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	43%	26%	6%	8%	3,545	1,236
	(平成29年度)	216	56	245	130	461	186	47%	30%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	47%	30%	6%	5%	3,383	1,046
	(平成30年度)	229	40	234	69	463	109	49%	36%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	49%	36%	7%	4%	3,206	988
厚生労働省	(平成28年度)	1,332	600	2,980	318	4,312	918	31%	65%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	65%	18%	26%	7,219	2,348
	(平成29年度)	1,587	739	3,109	546	4,696	1,285	34%	58%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	34%	58%	22%	22%	7,319	3,378
	(平成30年度)	1,558	1,219	3,098	401	4,656	1,619	33%	75%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	33%	75%	22%	40%	7,183	3,015
農林水産省	(平成28年度)	2,694	532	6,382	2,808	9,076	3,340	30%	16%	21	50	983	1,957	1,004	2,006	2%	2%	27%	11%	22%	10%	12,241	5,714
	(平成29年度)	2,630	619	5,957	2,389	8,587	3,008	31%	21%	1	11	972	2,169	973	2,180	0%	1%	28%	12%	23%	11%	11,682	5,534
	(平成30年度)	2,943	813	5,787	2,377	8,730	3,190	34%	25%	1	0	580	2,118	581	2,119	0%	0%	32%	15%	26%	14%	11,302	5,669

府省庁名	一般競争契約						一般競争契約における一者応札割合 (A/B)		指名競争契約						指名競争契約における一者応札割合 (C/D)		競争契約に占める一者応札割合 ((A+C)/(B+D))		全契約に占める一者応札割合 ((A+C)/E)		全契約 (E)		
	1者 (A)		2者以上		合計 (B)		件数	金額	1者 (C)		2者以上		合計 (D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額									
経済産業省	(平成28年度)	372	458	827	186	1,199	643	31%	71%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	71%	17%	22%	2,252	2,128
	(平成29年度)	295	718	862	195	1,157	913	25%	79%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	25%	79%	13%	28%	2,298	2,550
	(平成30年度)	307	193	768	348	1,075	541	29%	36%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	29%	36%	14%	11%	2,134	1,803
国土交通省	(平成28年度)	9,550	4,902	16,850	19,668	26,400	24,570	36%	20%	366	109	7,010	1,551	7,376	1,660	5%	7%	29%	19%	22%	16%	45,329	30,784
	(平成29年度)	9,691	5,180	15,136	18,308	24,827	23,488	39%	22%	435	184	6,735	1,552	7,170	1,736	6%	11%	32%	21%	24%	18%	42,628	29,151
	(平成30年度)	10,273	5,643	14,793	16,673	25,066	22,316	41%	25%	437	126	6,307	1,612	6,744	1,738	6%	7%	34%	24%	25%	20%	42,599	28,517
環境省	(平成28年度)	1,018	1,077	747	1,081	1,765	2,158	58%	50%	33	5	39	3	72	8	46%	65%	57%	50%	33%	24%	3,222	4,580
	(平成29年度)	1,001	795	817	2,822	1,818	3,617	55%	22%	22	3	32	2	54	6	41%	62%	55%	22%	33%	16%	3,091	5,111
	(平成30年度)	961	1,068	676	3,029	1,637	4,097	59%	26%	21	2	29	1	50	4	42%	60%	58%	26%	34%	18%	2,918	5,802
防衛省	(平成28年度)	4,965	1,111	17,215	3,292	22,180	4,403	22%	25%	1	1	768	553	769	553	0%	0%	22%	22%	11%	4%	43,799	29,320
	(平成29年度)	5,082	1,654	12,427	3,664	17,509	5,318	29%	31%	0	0	1,007	214	1,007	214	0%	0%	27%	30%	12%	6%	42,615	28,782
	(平成30年度)	6,881	1,426	19,029	4,227	25,910	5,652	27%	25%	1	0	1,096	200	1,097	200	0%	0%	25%	24%	13%	5%	52,163	27,193
その他 (注2)	(平成28年度)	430	84	1,202	224	1,632	308	26%	27%	1	0	13	2	14	2	7%	10%	26%	27%	15%	18%	2,783	469
	(平成29年度)	437	136	1,350	240	1,787	376	24%	36%	0	0	18	2	18	2	0%	0%	24%	36%	15%	25%	2,876	553
	(平成30年度)	455	136	1,300	312	1,755	448	26%	30%	0	0	17	1	17	1	0%	0%	26%	30%	16%	22%	2,850	605
合計	(平成28年度)	23,910	10,648	57,803	30,618	81,713	41,266	29%	26%	451	172	9,228	4,165	9,679	4,337	5%	4%	27%	24%	17%	13%	143,886	84,290
	(平成29年度)	24,101	11,848	50,807	30,652	74,908	42,500	32%	28%	504	209	9,102	4,030	9,606	4,239	5%	5%	29%	26%	18%	14%	138,246	83,490
	(平成30年度)	26,960	12,918	56,558	29,595	83,518	42,512	32%	30%	503	149	8,413	4,033	8,916	4,181	6%	4%	30%	28%	19%	16%	147,309	81,624

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

出典：内閣官房調査

情報システム調達改善(一者応札解消等)に成果のあった取組事例

【一般競争入札方式の場合】

発注情報の積極的発信等

- 過去受注実績のある事業者及び下請事業者、「資料提供招請や意見招請」(※)に参加した実績のある事業者を把握。入札情報はそれら事業者を含め積極的に周知。
- ※ 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」(平成29年4月11日 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室・総務省行政管理局)上、調達案件の予定価格が80万SDR以上となるなどの場合に実施することとなっている手続。資料提供招請は、政府情報システムの整備及び管理並びにこれらに伴うサービス・業務改革に関し、企業から情報の提供を求めることを、意見招請は、入札公告に先立って、調達の仕様書案について企業から仕様書案への意見を求めることを指す。
- 入札説明会を実施し、事業者の質問等に応じ、仕様書に書ききれない詳細事項について具体的に説明。
- 公告の前倒し、十分な公告期間・履行期間の確保。
- 仕様書とは別に、システムの概要や業務量を分かりやすく把握できる資料を公開。
- セキュリティに配慮した上で現行情報システムのプログラムを公開。

民間事業者からの意見等の収集・反映

- 意見招請を実施した際、事業者からあった質問や確認部分について、明確に分かるよう仕様書を修正。
- 仕様書を入手したが入札参加しなかった事業者(例えば、政府電子調達システムGEPSで仕様書をダウンロードした事業者の把握が可能)から、不参加理由を聴取し、仕様書の改善に反映。

参加者要件・調達単位の工夫

- 常駐技術者資格として、一定の資格と実務経験の両方を求めるのではなく、いずれかを求めるものに変更したり、事業者や責任者に対して求める実績要件を変更。
- システム調達仕様書作成支援業務の資格要件からISO9001認証取得要件を削除。
- 小規模事業者を含めた複数の事業者による競争が期待できるような規模に調達単位を設定。

ソフトウェアとハードウェアのオープン化

- セキュリティを確保した上で、ソフトウェアとハードウェアを別の事業者から調達するようにした結果、ハードウェアの調達において、複数者応札となりコスト削減を実現。
- ハードウェア提供事業者とプログラム開発事業者が異なる場合に情報システムの支障が生じた場合の責任の明確化や協議のための調整を発注者が実施。その旨入札説明会で明示。
- ソフトウェアの著作権が発注者側に帰属する仕様書の作成。

【随意契約の場合】

- ハードウェアの更改時に、調達コストや情報システムの安定性などを総合的に検討した結果、再リース契約することでコスト削減を実施。
- 見積精査に当たっては、調達コストに関する蓄積されたデータを活用。
- 府省CIO補佐官の助言を得て、機器更改時に、サーバの集約・統合を行うことで運用経費を削減。

受注可能な事業者の調査・情報発信の充実による一者応札解消事例

受注可能な事業者の調査の充実事例

○全省庁統一の入札参加資格の申請方法の紹介も併せた調査

- ・前年度受注事業者が受注不可能となったため、受注可能な事業者を調査し、入札参加に必要な全省庁統一資格を有していない場合は、当該資格の申請方法を紹介。

○参加者要件の見直しに関する調査

- ・前年度の入札執行直後に、参加者要件を満たさなかった事業者等に対し意見聴取を実施し、当該参加者要件を見直した仕様書を作成し、公告後、それら事業者に公表済みの入札情報を提供。

○インターネットを利用した市場調査

- ・開札日の約2ヶ月前（公告日の約1ヶ月前）に、業界団体のウェブサイトから受注可能な事業者のリストを入手し、当該事業者に対して過去に実施済みの業務内容の概略を説明し、興味を示した事業者に対しては、昨年度の入札仕様書の送付・全省庁統一資格の説明を実施。

○自他府省庁、地方自治体等の受注事業者（下請事業者も含む。）の調査

- ・類似業務における下請事業者や、意見招請の際の仕様書（案）を配布した事業者等を把握し、公表済みの入札情報をそれら事業者を含め積極的に周知。
- ・他府省庁での類似案件の受注事業者を把握し、受注可能な事業者を調査。
- ・自府省庁の過去の受注事業者を把握し、当該事業者に対し見積書の作成等を依頼し、複数者応札の見込みを立てる。
- ・過去受注実績のある事業者、業務場所周辺の地方自治体での類似案件の受注事業者を把握し、公告後、それら事業者に公表済みの入札情報を説明。
- ・公告後、自府省庁の過去の受注事業者に対し、公表済みの入札情報を説明し、複数者応札の見込みを立てる。

情報発信の充実事例

○発注予定の公表

- ・発注予定を公表し、公告前から、潜在的に入札可能な事業者に対し、当該予定を周知。

○仕様書の明確化・充実など情報発信内容の充実（別添6「業務内容の開示・引継ぎ」も参考）

- ・新規事業者が過度に業務内容を拡大解釈しないように必要な作業・運用が明確になるよう、各種ガイドラインの記載を拡充。
- ・前回の成果物等が掲載されているウェブサイトURLを仕様書に記載。

○公告後の情報発信の充実

- ・入札説明会の実施に加え、公告期間中に、受注実績のある事業者に、公表済みの入札情報を連絡。
- ・入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書を受領している者が一者の場合には、受注可能な事業者に公表済みの入札情報を案内。
- ・入札説明会において過年度の業務内容を含めて説明し、過去の受注者等の特定の事業者が有利にならないよう配慮。

複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策

複数回一者応札及び随意契約が続く案件に対する歳出改革WG委員からの指摘は以下のとおり。

●複数回一者応札

分類	指摘内容
調達スケジュールの調整	<ul style="list-style-type: none"> ・履行期間・時期を平準化するために、調達スケジュールの調整を行う。
受注可能な事業者の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業者が参入可能な条件を具体的に検討するために、どんな事業者が新規参入可能なのか調査する。
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・業界紙への積極的な掲載依頼等、情報の発信手段を拡充する。
業務内容の開示・引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い業務(研究・調査を含む)については、新規参入を促すために、その専門性のレベルについて明らかにする。そのために、例えば、既存の成果物を可能な限り公表することを検討する。 ・一つの事業が複数の業務で構成されているなど、履行事業者間での連携が必要となる業務については、必要な連携内容を知らせる。 ・システムの運用・保守については、引継が円滑になされるよう、各府省庁は設計書やマニュアル類をセキュリティに配慮した上で可能な限り閲覧資料化する。また、仕様書は引継期間を十分に確保できるような内容とする。
参加者要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・参加要件として求める「実績」は、真に必要なものだけに見直す。特に、公的機関による発注業務の受注実績が要件となっている場合は必要性を検討する。
発注単位(内容)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの業務に異なる性質の業務が含まれている場合及び作業量が多い業務の場合は分割、同様の性質の業務を複数に分けている場合は統合を行うなど、発注単位を適切化する。 ・一者応札が続く契約企業が、過去その業務を行うために設立されたような企業である場合には、大胆な業務分割・統合を行う。 ・再委託が含まれている契約について、再委託部分を切り離し分割発注することを検討する。
発注単位(地域)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の対象となる地域が広すぎる場合の分割や、近隣地域の統合等、地理的に適切な発注単位を検討する。
複数年度契約の検討と更新時の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容に応じて複数年度契約を検討するなど、最も合理的な契約期間を検討する。 ・複数年度契約を行った場合、契約更新時には特に抜本的な改善を立案する。 ・情報システムに関しては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に記載されているように業務見直しを行った上で、システム経費の内訳の確認を行いながら合理化を追求する。

●複数回随意契約

- ・安易に企画競争を継続せず、総合評価落札方式へ移行する。
- ・これまで競争性のない随意契約だった案件でも、技術革新等の社会状況の変化により、受注可能事業者がないのかを不断に調査し、新規参入の可能性がある場合には公募を実施する。
- ・審議会等における施策検討段階で費用対効果の高い調達の方法について併せて議論する。
- ・修理・メンテナンスの見積根拠を精査する際には、企業へ工数逓減等により生産性を高めることを働きかける。また、修理に使用する部品について、コスト削減となる場合には修理役務とは別に調達することを検討する。
- ・システム等の大規模な開発については、部品や消耗品に汎用性を持たせるように開発することで、その後の調達において競争性を確保する。

※一者応札等の改善に係る取組としては、上記取組のほか、発注条件や仕様書の見直しといったこれまで各府省庁において実施されてきたものがあることにも留意。

各府省庁における調達改善の主な取組（令和元年度上半期）

1. 一者応札の改善

<p>【内閣官房等※】</p> <p>○ 前年度に一者応札で、令和元年度上半期も継続案件となった148件のうち、31件が複数者応札となった。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 入札不参加事業者に対して実施したヒアリングの結果等を踏まえ、履行期間や入札公告期間の確保に努めた結果、入札を実施した18件のうち17件（前年度一者応札であった1件を含む。）が複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 業界事情や調達案件の特殊性について事業者から積極的に情報収集を行い受注可能な事業者を把握した上で、仕様の見直し、入札スケジュールの調整や当該事業者への情報発信等を行った結果、本庁で4件、地方で55件の一者応札が解消した（そのうち最大の削減額は約680万円（▲72%））。</p> <p>○ 入札不参加事業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては23件のアンケートを回収し、一者応札の改善に活用した。地方においては、アンケート調査を17部局において実施するとともに、事業者への聞き取りを57部局において実施した。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 一者応札となった6件を対象として入札説明会等に参加した事業者の開札後に意見聴取を実施し、一者応札の原因を分析の実施と対応策の検討を行い、その内容を公表した。</p> <p>○ 全ての一者応札案件について、審査を行い、調達種別ごとにセルフチェックリストをデータベース化し共有した。</p> <p>○ 事業者の準備期間を確保して競争性を向上させるため、総合評価落札方式に係る調達実施の検討段階において、30日以上公告期間の確保の有無を事前に確認した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 情報システム関連調達について、新規事業者の参入障壁を下げるため、「金融庁情報セキュリティポリシー」の開示時期を早める調達ルールの見直しを行った。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 前年度に一者応札で、令和元年度上半期も継続案件となった13件のうち、6件が複数者応札となった。このうち、比較可能な3件では、約700万円（▲45.7%）の削減効果があった。</p>

※ 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府をいう。以下別添7において同じ。

【復興庁】

- 前年度に一者応札で令和元年度上半期も継続案件となった8件について、調達の前に会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において改善策の審査を行い、6件が複数者応札となった。
- 令和元年度上半期に一者応札となった契約について、仕様書を取得したものの入札に参加しなかった事業者等に対して、ヒアリングを実施し、今後の一者応札の改善策を検討した。

【総務省】

- 一般競争入札の予定価格1,500万円以上の総合評価落札方式案件と、企画競争及び公募の案件は公告期間20日間以上の確保に努めるとともに、前年度一者応札又は一者応募であった案件については、30日間以上の公告期間の確保に努めた。30日間以上の公告期間を確保した25件のうち8件が複数者応札となった。
- 入札説明書入手したが入札に参加しなかった者に対して、アンケート等を通じて、その理由を把握し、次回調達の参考として活用した。

【法務省】

- 予定価格1,000万円以上の一者応札案件の要因分析について、本省が作成した統一的な様式に従って要因分析を行うよう、地方支分部局等へ通知した。
- 契約監視会議において一者応札案件の重点的審査を行うとともに、前年度、同会議において審議された一者応札案件で、今年度に改善されたものについて、再度、同会議へ報告し、地方支分部局等への情報共有を行う取組を実施している。

【外務省】

- 一者応札・応募となった案件を対象に、事業者へのヒアリング等を通じて要因を分析し、調達スケジュールの見直し等を実施することにより、競争性の確保を図った。その結果、49件において、複数者応札となった。

【財務省】

- 入札不参加者へのアンケート調査等で把握した意見を活用して仕様を見直すなどしたところ、84件について一者応札が改善した。このうち、前年度と比較可能な3件では、計約173万円（▲3.5～24.3%）の削減効果があった。
- 本省庁及び地方支分部局に対して、入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等を今後の調達に適切に反映するとともに、講じた措置を同委員会へ報告することを周知した。

【文部科学省】

- 一般競争入札及び企画競争を実施する案件のうち、前回の同種事業で一者応札等となった案件について、手続を開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」によるチェックを実施した。また、内部監査組織において、同チェックリストの事前確認を行った。
- 結果として一者応札等となった場合には、アンケート調査又はヒアリングを実施し、改善に向けた要因分析を行った。
- 契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析及び対応策をとりまとめて公表した。

【厚生労働省】

- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分 1,201 件、本省以外の部局分 1,188 件）から抽出された案件（本省分 22 件、本省以外の部局分 19 件）を対象に調達後の審議を実施した。
- 27 の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、前年度一者応札等の案件（一者応札 274 件、一者応募 81 件）のうち改善の取組が未実施の案件に対して、競争性向上のための 34 審査項目の指導を実施した。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 54,718 者に対し 182 件配信した。

【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件 544 件について、入札要件や仕様書等の審査を実施し、前回の改善策が反映されているかの確認等を行った。その結果、令和元年度上半期は 106 件が複数者応札（応募）となり、透明性や公正性等の向上が図られた。
- 会計担当職員により構成される入札・契約手続審査委員会において、一者応札（応募）となった 362 件について、入札に参加しなかった者へのアンケートを実施して要因を分析し、次回の調達に向けての改善策を検討した。
- 外部有識者により構成される入札等監視委員会において、一者応札（応募）となった案件 227 件について、次回の調達に向けての改善策等についての審議を行い、透明性や公正性等の向上が図られた。

【経済産業省】

- ①入札前の自己チェック（前年度一者応札）、②契約前の自己チェック（一者応札、高落札率）、③調達後の第三者チェック（一者応札、高落札率、同一者連続）を主な内容として「一般競争入札における一者応札問題の改善策」（平成 24 年度に策定し、適宜改訂）を活用することで、23 年度には 41.8%だった一者応札比率は令和元年度上半期には 36.1%となった。
- 前年度に一者応札であったことから公告前にセルフチェックリストを作成した 83 件のうち、28 件が複数者応札となった。また、前年度に第三者チェックを受け、かつ、令和元年度上半期も事業を実施した 19 件のうち、7 件が複数者応札となった。
- 令和元年度の年間発注予定表を本省のウェブサイトに掲載した（平成 31 年 1 月、令和元年 5 月、8 月にそれぞれアップデート）。

【国土交通省】

- 参入要件等の見直し等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底し、特殊な物品の調達において参入可能者の把握に努めるなど調達内容に応じた取組の強化に努めた。特に複数年度一者応札が続いている案件については、事業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努めた結果、138 件について一者応札が解消され、そのうち前回と比較可能な案件で計約 1.2 億円（▲3.3%）の削減効果があった。

【環境省】

- 前年度の契約において「一者応札」、「極端に高い落札率(99%以上)」、「契約金額 1,000 万円以上」であった案件について、入札公告に当たって、一者応札改善のための契約前自己チェックを実施した。
- 一者応札となった案件については、事業者へのアンケート調査を実施し、結果等を分析し、第三者委員会にも報告の上、助言を受けるなどして、一者応札の原因等の把握に努めた。
- 事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定等を行った結果、本省において、前年度一者応札であった案件のうち 13 件が複数者応札となり、計約 1,060 万円（▲7%）の削減効果があった。同様の取組により、地方支分部局等において、前年度一者応札であった案件のうち 10 件が複数者応札となり、計約 7,980 万円（▲23%）の削減効果があった。

【防衛省】

- 工事契約について、平成 30 年度の防衛省の登録企業を対象とした実態調査を行い、一者応札の要因分析と対策を講じるべき要因を統計分析により整理した。調査と分析の結果については、各地方支分部局等へ周知するとともに、ウェブサイトにも公表して情報の発信を行った。

2. 電力調達・ガス調達の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ ガス調達において、過去に入札を辞退した事業者へのヒアリングを行うなど、入札参加機会の確保に努め、1件の一般競争入札で複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 地方の電力調達において、複数の庁舎の電力需要をまとめたり、事業者の繁忙期を避けて入札を行ったり、入札情報を周知したりするなどした結果、前年度一者応札であった7件が複数者応札となった。このうち5件について、前年度と比較して削減効果（単価ベースで▲約22%ほか）があった。</p> <p>○ 地方のガス調達において、前年度は随意契約であった1件を一般競争入札に移行して複数者応札となり、約72万円（単価ベースで▲19.6%）の削減効果があった。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 調達要求部局は、入札参加事業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者に対して、入札関連情報の周知を積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 本省庁において、電力調達3件及びガス調達2件について一般競争入札又は見積合わせを実施した。</p> <p>○ 地方支分部局において、電力調達139件及びガス調達132件について一般競争入札又は見積合わせを実施したところ、前年度と比較可能な案件として、電力調達3件（単価ベースで▲約13.8%ほか）、ガス調達1件（単価ベースで▲約12.6%）の削減効果があった。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 従来、随意契約だった電力調達を一般競争入札に移行することで、競争性を高め、調達コストの削減を図った。これにより、単価ベースで約17.4%の効果が確認された案件があった。</p>

【厚生労働省】

- 大規模庁舎（特定高圧の庁舎及び高圧の庁舎（50kw 以上））に係る電力調達について、一者応札及び随意契約の改善を図った。その結果、前年度は一者応札又は不調であった2件が複数者応札となった。
- 小規模庁舎（低圧の庁舎（50kw 未満））に係る電力調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組んだ。その結果、前年度は一者応札又は不調であった1件が複数者応札となった。また、前年度は随意契約であった1件が一般競争入札となった。
- 大規模庁舎等（年間契約数量 10 万m³以上）に係るガス調達について、一般競争入札への移行を検討した。その結果、前年度は一者応札又は不調であった2件が複数者応札となった。
- 小規模庁舎（年間契約数量 10 万m³未満）に係るガス調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組んだ。その結果、前年度は一者応札又は不調であった2件が一般競争入札となった。

【農林水産省】

- 電力調達について、新たに5官署において一般競争入札による調達を行い、前年度と比較して約 32 万円（単価ベースで▲8.4%）の削減効果があった。そのほか、2官署において、これまで庁舎単位で調達していたものを複数の庁舎でまとめて一括調達し、そのうち1官署では、前年度と比較して約 13 万円（単価ベースで▲23.9%）の削減効果があった。
- ガス調達について、未実施の官署において、一般競争の実施に向けて検討を行った。

【国土交通省】

- 17 件の電力調達、1 件のガス調達について、一般競争入札へ移行した（一般競争入札全体の件数：電力 386 件、ガス 10 件）。

【環境省】

- 本省の電気料金 4 件並びに地方支分部局等の電気料金 50 件及びガス料金 13 件について、クレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

【防衛省】

- 高圧区分の電力調達に当たって、電力事業者の準備期間を確保するため、公告時期を前倒しして競争性を高めるとともに、低圧区分の電力調達に当たっては、複数者から見積りを徴取するなどして競争性を高めた。
- 一部の地方支分部局等での高圧区分の電力調達において、落札から供給開始までの期間を 11 週間（前年度は 6 週間）としたところ、一者応札が解消し、約 89 万円（単価ベースで▲25%）の削減効果があった。

3. 随意契約の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 随意契約案件4件について、見積根拠の精査を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約9億6,753万円（▲2.7%）の削減効果があった。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 物品購入（6件）、印刷製本（9件）及び役務（1件）についてオープンカウンター方式を実施した。そのうち、新たにオープンカウンター方式を実施した1件で、単価ベースで約22.5%の削減効果が確認された。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 公募を実施した警察装備用品の随意契約について、見積根拠の精査を実施した結果、当初提示額より約19%の削減効果があった。</p> <p>○ 全120部局のうち102部局において、オープンカウンター方式を計609件実施した（そのうち最大の削減額は約75万円（▲45.2%））。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 随意契約審査委員会において、競争性のない随意契約14件について、契約の適否等に関する調達前の審査を実施した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 今後も継続発注が見込まれる「機器等の保守契約」について、競争性を高めるため、既に参入している事業者以外の事業者に対して業務内容を説明し、聴取した意見を踏まえて調達案件を分割し、保守範囲の精査や再リースの活用等の仕様の見直しを行った。その結果、前年度と比較して契約金額の合計は約3.1億円（▲90%）の削減効果があり、前年度は随意契約（公募）であったのが、令和元年度は分割して一般競争入札に切り替えた2件ともに複数者応札となった。</p> <p>○ 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続していた案件27件について、特定の一者以外には契約の履行が困難である可能性が高いと考えられたことから公募を実施するとともに、見積根拠の精査等を実施した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ システム関連の全ての随意契約について、府省CIO補佐官による仕様書及び価格の妥当性の検証を行った。</p> <p>○ 随意契約9件について見積根拠の精査を行い、5件について当初提示額と比較して約349万円（▲4.8%）の削減効果があった。</p>

<p>【復興庁】</p> <p>○ オープンカウンター方式を活用し、毎月定期的に購入する消耗品等について、複数事業者による見積書の提出を受けた。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、調達担当部局から合議を受けた会計課が随意契約の要件を満たしているか審査を行い、要件を満たしたものののみ実施した。</p>
<p>【法務省】</p> <p>○ 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積り合わせを実施した。その結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な6件で、計約21万円(▲5.2%)の削減効果があった。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 新たに5件の汎用物品(うち1件は新規品目)について、オープンカウンター方式による調達を実施した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件及び予定価格が100万円以下の一部案件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施した(本省庁50件、地方支分部局456件)。</p> <p>○ 規格や性能を担保できる電化製品等を対象として、インターネットを活用した調達を実施し、事務の効率化を図った(本省庁9品目、地方支分部局12品目)。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 複数年にわたり一者応札(応募)となっている案件について、省内統一的なルールに基づき、文部科学省物品・役務等契約監視委員会に諮り、特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件について、随意契約事前確認公募に移行する取組を実施している。令和元年度上半期は、新たに移行した2件を含む6件について、同公募を実施し、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。そのうち4件については、見積根拠の精査により、計約549万円(▲0.4%)の削減効果があった。また、同公募を実施した6件について、公募期間以外でも新規参入希望者の発掘が可能になるよう、ウェブサイト上で調達内容等を恒常的に公表することとしている。</p>

【厚生労働省】

- 27 の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、前年度随意契約案件（433 件）について、随意契約見直しのための 5 審査項目から指導を行った。
- 外部有識者を含む公共調達委員会での審査を経て、複数年度にわたり一者応札（応募）となっている案件のうち、特定の者だけが事業を実施し得ると検証された 33 件（本省分 27 件、本省以外の部局分 6 件）については、見積根拠の精査を行った上で、随意契約を締結した。見積根拠の精査を行った結果、計約 3,400 万円（本省分約 2,500 万円（▲1.3%）、本省以外の部局分約 900 万円（▲13.7%））の削減効果があった。

【農林水産省】

- 少額随意契約による調達案件 288 件について、オープンカウンター方式を実施した。また、予定価格が少額で随意契約が可能とされている調達案件のうち、604 件について一般競争入札を実施した。これらの取組により、競争性、公平性及び透明性の向上が図られた。

【経済産業省】

- 実施手続をまとめた会計課調達に基づき、公募（入札可能性調査）を実施し、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された 61 件について、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。
- 競争性と公平性の確保を図る観点から、少額随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式による調達を 416 件実施した。

【国土交通省】

- 各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を改めて検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由とともに本省のウェブサイトに一括して公表した。一方、競争性のある契約へ移行した事例については取りまとめて省内で共有し、他の案件が競争性のある契約へ移行を検討する際の参考情報とした。
- オープンカウンター方式にて、3,182 件、約 9.4 億円の契約を行った。このうち、新たに 2 部局がオープンカウンター方式を導入した。

【防衛省】

- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をウェブサイトで常続的に公示している。
- 新たに 4 官署が、オープンカウンター方式による調達を実施した。

4. 共同調達・一括調達の実施

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 地方支分部局において、事務用消耗品等の共同調達を実施し、前年度と同品目（481品目）のうち225品目について、単価が削減された。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 7箇所のうち6箇所の地方事務所・支所において、事務用品、コピー用紙等の共同調達を実施した。共同調達を実施していなかった1地方事務所においては、令和2年度からコピー用紙の共同調達に参加するために、関係官署との調整を行った。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 地方支分部局71部局（前年度上半期68部局）において、共同調達等を実施した。これにより、一者応札が改善したり、単価が削減されたりしたものがあり、事務の省力化も図られた。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 内閣府及び財務省を幹事官庁とする共同調達に参加した結果、単独調達時と比較して単価が削減された。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 財務局が近隣官署とのネットワークを構築し、51品目について共同調達を実施するとともに、全国10の財務局のうち8財務局において共同調達に関する連絡会等を9回開催した。</p> <p>○ 地方支分部局で26品目を新たに一括調達の対象品目に追加した。このうち、前年度と比較可能な1件では、約176万円（▲7.9%）の削減効果があった。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 共同調達・一括調達について、当初から計画していた14類型のうち、共同調達・一括調達が可能であった9類型を対象に実施した。</p> <p>○ 共同調達・一括調達開始の前年度と比較可能なものについて、約8.7万円（単価ベースで▲15.8%ほか）の削減効果があった。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 共同調達の実施により、事務用消耗品等について単価の削減（▲約26.5%ほか）が確認された。</p>

【経済産業省】

- 本省（外局含む。）において、事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省、財務省、農林水産省と事務用消耗品等の10品目において共同調達を実施した。その結果、以下の削減効果があった。
 - ① 事務用消耗品（共同調達実施前の平成20年度と比較）
契約単価（平均）▲約32.3%
 - ② 災害用備蓄用品（経済産業省幹事、共同調達実施前の22年度と比較）
契約単価（平均）▲約2.5%
- 全ての地方支分局において共同調達を実施している。地方支分局における共同調達品目の総数（延べ）は55品目、共同調達の相手方官署の総数（延べ）は172官署となった。

【国土交通省】

- 共同調達については、本省及び43の地方支分部局等にて実施し、関東地方整備局等にて新たに紙類・コピー用紙の共同調達を行うなど、品目の拡大を行った。一括調達については、本省及び56の地方支分部局等にて実施し、国土地理院にて新たに自動車賃貸借等の一括調達を行うなど、品目の拡大を行った。

【防衛省】

- 本省において、事務用消耗品5品目を新たに対象品目とするなど、一括調達の拡大を図った。

5. その他

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 事業者の負担が大きいことを理由とする一者応札を改善するために前年度まで3件に分割していた案件について、それぞれが複数者応札となったことから、事業に対する理解度が深まったと判断し、まとめて1件の案件として調達したところ、複数者応札となり、3件に分割していたときと比べて、落札率が低く抑えられた。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 光熱水料のクレジットカード決済拡大のため、処理の支障のない範囲で拡大が可能か検討している。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施した。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 警察庁で実施している調達改善に向けた取組を各都道府県警察本部の会計職員や警察庁の調達担当者に対して説明し、調達改善の重要性についての理解を深めた。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 会計業務に関する理解促進を図るため、会計担当若手職員への研修を実施している。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 会計実務研修等により、職員のスキルアップを図った。</p>
<p>【復興庁】</p> <p>○ 内閣府主催の会計実務研修に復興庁本庁及び地方機関の会計担当者を参加させ、職員のスキルアップに努めた。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 本省において、内部部局の契約担当職員を対象に早期契約、官製談合防止等のための研修を6月に開催するとともに、省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施する。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 事務機器借入等27件について国庫債務負担行為を活用した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ クレジットカード決済を導入している全導入部局（16部局）においてクレジットカードの複数年利用を行った。</p>

【文部科学省】

- テレビ会議システム、タブレット利用、データによる自治体への文書送付等の取組を省全体で取り組んだ結果、コピー用紙購入量を前年度と比較して約 18.2%削減した。
- 教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」をウェブサイトで公表し、契約の公平性、透明性、競争性の向上に努めた。
- メールマガジンの活用により、企画競争・公募等の公表、一般競争入札情報に関する調達情報配信を図った。

【厚生労働省】

- 本省内部部局、地方機関の会計事務職員を対象とした研修を実施し、調達担当職員の意識・能力の向上を図っている。

【経済産業省】

- 時期に応じた予算執行上の注意事項や有用な情報を提供するために、職員向けメールマガジンの配信を実施しており、一者応札改善のベストプラクティスの紹介、調達改善計画の自己評価等についても周知した。一定規模以上の情報システムの調達について、府省CIO補佐官や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映させた。
- 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引（クレジットカード決済）による調達を平成 25 年 2 月から開始し、29 年度からは取組を外局、地方局にも拡大し、令和元年度上半期は 118 件実施した。本省実施の 2 件について、定価と比べて約 52%の削減効果があった。

【環境省】

- 予定価格の設定に際して、市場価格、過去に調達した類似案件等の情報を収集し、また、情報システム調達においては、府省CIO補佐官からの助言を活用した。

共同調達等の検証例

① 発注の一括化【中央・一括調達】

警察庁は、全国に所在する複数官署で使用するDNA試薬について、管区ごとに一括調達していたが、所管する区域が業者の営業範囲を超える場合に、単価が上昇することが判明した。そこで、配送コストを含めた当該物品の単価、業者の営業範囲等を検証したところ、全国分をまとめて発注した場合の方がコスト抑制につながる可能性が高いことを確認し、警察庁本庁での一括調達に移行した。

② 納品先の集約化【地方・一括調達】

厚生労働省は、長崎県に所在する複数官署(離島に所在する署所を含む。)のPPC用紙を一括調達する際に、PPC用紙の納入業者から直接各官署へ納品させるとPPC用紙の納入業者の配送コストが高額となるため、納品先を幹事官署の貨物輸送業務の契約相手方の倉庫とし、PPC用紙の各官署への納品を貨物輸送業務の一部として同業務の単価で実施することにより、PPC用紙の契約単価の上昇を抑制した。

③ 発注単位(地域)の見直し【地方・共同調達】

北陸地区(富山、石川、福井各県)に所在する地方支分部局で実施していた灯油の共同調達については、納品先が幹事官署所在地に限定されていたため、遠隔地に所在する出先事務所等にとっては運搬方法等が負担となっていた。灯油の共同調達に係る参加官署が増加したことを契機に、広域にわたっていた共同調達の範囲を県単位に変更し、業者から各参加官署へ直接納品することに変更して、上記負担を解消した。契約単価は低減した。

④ 発注単位(内容)の見直し【地方・一括調達】

法務省は、四国地区に所在する4庁舎の電力について、契約監視会議の外部有識者からの指摘を踏まえ、夜間需要の多寡等の電力消費の特性に応じて調達単位を見直した結果、分割したそれぞれの契約において複数者応札を実現した。契約単価は低減した。

※ 『平成28年度調達改善の取組に関する点検結果』の図表4及び 『平成30年度調達改善の取組に関する点検結果』の〈平成30年度における電力調達・ガス調達の改善例〉より

令和元年度調達改善実務者向け勉強会
「随意契約による場合の見積根拠の精査」における歳出改革WG委員の主な意見

- 随意契約による場合に、より適正な価格での調達とするため実施される見積根拠の精査において、役務契約の場合は、詳細な作業項目ごとに細分化された粒度の細かい見積りを事業者からもらうことが有効である。また、精査に当たって、精査の観点等を整理したチェックリストを整備することは、取組の公正性の確保に加えて、担当者による精査のばらつきを抑える上でも有効と考えられる。
- 価格の適正性を確認する上では、下記のような項目に着目することが有効な場合がある。
 - ・ **全体に占める割合が大きい作業項目**

全体に占める割合が大きい作業項目は、単位当たりの作業時間の大小が全体の経費に大きく影響するが、単位当たりの作業時間は適正か？
 - ・ **見積りの粒度が粗い項目**

作業内容が大きな括りとなっている粒度の粗い項目は、価格の適正性の確認が難しい場合がある。詳細な作業項目ごとに確認できないか？
 - ・ **管理者に係る項目**

当該契約の作業以外にも、同時期に、他の契約の作業にも従事している作業単価の高い管理者（マネージャー）は、どの案件にどれくらいの時間を使っているのかが不明確であることが多いが、他の作業員と比較して工数（作業時間）は適正か？
- 下記のように別の契約と比較することで適正性を確認することが有効な場合がある。
 - ・ **過年度の契約との比較**

過年度にも同一事業者と同様の契約を発注している場合、事業者は、既存のマニュアルやシステムを使うことができたり、ノウハウが溜まって作業の能率を上げることができたりする。
 - ・ **同一事業者へ発注している他契約との比較**

府省庁内で同一事業者に他の契約を発注している場合、当該契約の単価や工数と比較する。
 - ・ **類似契約との比較**

契約内容を細分化して考えることで他の契約との比較が可能となることがある。

※ 勉強会では、競争性のない随意契約及び公募を実施した随意契約による場合を念頭に置いている。

※ 見積根拠の精査は、より適正な価格での調達を行うためのものであり、合理的な理由なく価格低減を事業者に要請することではない。

令和元年度上半期調達改善の取組に関するヒアリング等における

歳出改革ワーキンググループ委員の具体的な指摘

1. 調達改善の取組状況について

- ・各府省庁の調達改善計画に掲げられた取組が着実に進んでいる。
- ・各府省庁において、調達経費の内訳を細分化して分析する取組が進んでいることを評価する。各府省庁は、調達経費の大きさや一者応札の発生状況を踏まえ、より効率的・効果的に調達改善に取り組むことが求められる。
- ・一者応札の要因分析を記載した個別案件一覧を新たに作成した府省庁の一部では、個別案件ごとに要因分析の程度に差があることが明らかとなった。要因分析の内容を見ると、事業者ヒアリング等を踏まえた有効な改善策につながっていないものも見られた。当該一覧の作成の目的は、要因分析の充実化であり、各府省庁は、作成自体を目的としないように留意を要する。
- ・地方支分部局等の電力調達において、府省庁を越えて多数の庁舎等をまとめた既存の共同調達のグループを見直し、更なる改善を図った取組を評価する。電力に限らず、共同調達を進めていく余地はまだあり、こうした取組が広がっていくことが望まれる。

2. 今後の方向性について

- ・調達改善を更に効率的・効果的に進めるため、必要に応じて各府省庁は、自府省庁に特徴的な調達経費を抽出してその対応策を検討することや、一者応札の件数・割合を部局単位等で把握し組織全体で情報共有することを検討してはどうか。
- ・各府省庁は、受注可能な事業者の調査や情報発信の充実による一者応札解消事例等を参考にし、一者応札改善のための工夫を検討していく必要がある。事務局は、これらの取組を更に推進するため、引き続き、各府省庁から情報収集しノウハウの共有を図っていく必要がある。

- ・受注可能な事業者の調査を、各調達実務担当者が行うのは非効率な場合もあるのではないかと。会計課等で、自府省庁内の受注実績等を把握した上で、組織全体で情報共有を図っていくべきではないかと。
- ・一者応札の要因分析を記載した個別案件一覧の作成等により個別案件の一者応札改善を図る各府省庁の取組においては、その要因分析を充実化し当該分析に対応した改善策を検討・実行するPDCAを回していくことが必要である。
- ・各府省庁は、一者応札の要因分析の手法として、事業者へのアンケートを行っているが、その対象を入札説明会に参加した者のみならず、できる限り幅広く行うべきである。事業者からアンケートの回答があった場合は、業界情報等を情報収集できる良いきっかけとして、当該事業者に更にヒアリング等を実施してはどうか。
- ・随意契約による場合の見積根拠の精査については、各府省庁間で取組にばらつきが見られた。勉強会で共有したノウハウが、各府省庁における当該取組の後押しになることを期待する。
- ・国庫債務負担行為によりコスト削減につながった事例について、事務局は、情報を収集し、各府省庁に共有を図っていくべきである。
- ・調達改善の取組は全体的に進んできているが、各府省庁の個別案件を見ると、ノウハウ不足により、取組の実行段階における課題を抱えていると思われる。事務局は、こうした課題を把握した上で、引き続き、勉強会等を通じてノウハウの共有を図っていくことが重要である。また、勉強会については、必要に応じて、外部講師を招くことも有効と考えられる。